

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>様式第三（第三条関係） バイオガスの利用目標達成計画</p> <p>Ⅱ（略） （１）（略）</p> <table border="1" data-bbox="646 235 901 1086"> <tr> <td>目標年</td> <td>平成30年</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（注1）（略） （注2） バイオガスの利用可能見込量は、平成30年において、<u>一般ガス</u>導管事業者等の供給区域等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの総量である。 （注3）（略） （２）（略）</p>	目標年	平成30年	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>様式第三（第三条関係） バイオガスの利用目標達成計画</p> <p>Ⅱ（略） （１）（略）</p> <table border="1" data-bbox="646 1153 901 2004"> <tr> <td>目標年</td> <td>平成27年</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（注1）（略） （注2） バイオガスの利用可能見込量は、平成27年において、<u>一般ガス</u>事業者等の供給区域等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの総量である。 （注3）（略） （２）（略）</p>	目標年	平成27年	（略）	（略）	（略）	（略）
目標年	平成30年												
（略）	（略）												
（略）	（略）												
目標年	平成27年												
（略）	（略）												
（略）	（略）												

附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。